

令和2年5月25日

保護者様

福島東稜高等学校
校長 小原 敏
〔 公 印 省 略 〕

学校再開と新型コロナウイルス感染対策について

1. 方針

本校ではこの地域における新型コロナウイルス感染症の増大に伴い、生徒および保護者の皆様の健康と安全を最優先とし、4月10日（金）より臨時休業（休校）の措置としました。さらに、この期間中にも緊急事態宣言の発令とその延長に伴い、県知事より休校延長の要請が発せられ、5月24日（日）まで臨時休業（休校）を延長いたしました。

学校再開にあたり、文部科学省は5月22日（金）、「学校の新しい生活様式」と題した衛生管理のマニュアルを全国の教育委員会に通知しました。その内容は、地域の感染リスクを3段階に分け、距離の取り方、実施できる教科活動や部活動などの内容を示しており、これまでのガイドラインに追記いたしました。

感染症対策としてできる限りの対応を下記の通り実施いたします。また、5月25日（月）から2週間は3密を避けるため、クラスを2分割し、短縮40分4校時の短縮授業とし、3密を避ける対策を講じます。6月8日（月）からは通常授業を予定しております。

今後、福島県からの臨時休業（休校）要請があった場合や県内や県北地域の状況が急変した場合には県等の衛生主管部局や保健所等と十分相談の上、臨時休業（休校）措置を講じることもあります。

2. 内容

(1) 「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を極力さける工夫を講じます。

(2) 感染源を絶つ対策へご家庭におけるご協力をお願いします。

①ご家庭における毎朝の検温および風邪症状の確認を徹底願います。

②ご家庭における検温ができなかった生徒には保健室等にて検温及び風邪症状の確認をします。発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者様へ連絡しますので、医療機関を受診し、その症状がなくなるまで、自宅にて休養してください。

(3) 生徒に次の症状がある場合は、①～③を目安に「帰国者・接触者相談センター」に相談するようにしてください。

①息苦しさや強いだるさ、高熱のいずれかがある。

②基礎疾患がある人で、発熱やせきなどの比較的軽い風邪症状がある。

③比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。

(4) 感染経路を絶つ対策を実施します。

①手洗いやうがいを徹底するよう指導します。手を拭くタオルやハンカチは個人で用意してください。

②咳エチケットの観点から可能な限りマスク着用をお願いします。

③教室において、生徒間に十分な座席の距離が取りにくくなっているため、頻繁な換気などを実施しますが、授業中や休憩時間等もマスクの着用をお願いします。

- ④ 1 時間に 1 回程度、窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、温度・湿度の管理に努めます。
- ⑤ 生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1 日 1 回以上消毒液を使用して清掃します。

⑥ 体育科の授業について

- ア. 屋外での活動…生徒間に十分な距離をとっている場合は、マスクの着用をせずに実施します。
- イ. 屋内での活動…適切な換気を行い、かつ、生徒間に十分な距離をとっている場合、マスクの着用をせずに実施します。
- ウ. 生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更して実施します。
- エ. 可能な限り授業を屋外で実施し、生徒が集合・整列する場면을避ける工夫を講じます。
- オ. 共用の用具などを適切に消毒します。
- カ. 学校再開後は運動不足となっている生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意します。

⑦ 音楽科の授業について

- ア. 歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更して実施します。
- イ. 歌う際には、生徒間に十分な距離をとって、人がいる方向に口が向かないようにします。

⑧ 家庭科の授業について

調理実習等について年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底します。

⑨ スクールバス（部活動後援会バス）運行に関して

- ア. 定期的に窓を開け換気を行います。
- イ. 乗車前に検温確認を行い、発熱等の風邪症状がみられる場合には乗車を見合わせていただきます。
- ウ. 過密乗車にならないよう配慮します。
- エ. 乗車の際には、手洗いや咳エチケット等を徹底するよう指導します。
- オ. ドアノブ等の消毒を徹底します。

⑩ アルバイト活動も感染リスクを負っており、重大な感染源の一つと考えられています。この状況におけるアルバイト活動は自身の健康のみならず、大切な家族や友人の健康にも深刻な影響を及ぼしかねません。アルバイト活動はできる限り自粛してください。

⑪ ご家庭におかれましても、不要不急な外出を避け、感染症予防にご協力願います。

⑫ 感染症予防の対策として、学校再開からしばらくは短縮 40 分授業、4 校時を原則とします。放課後は外食なども含め、感染リスクの高い場所へは立ち寄らないようにしてください。

(5) 抵抗力を高めるため、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

- ① 十分な睡眠時間を確保してください。
- ② 適度な運動時間を確保し、体力の保持に留意してください。
- ③ バランスの取れた食事を心がけてください。

(6) 保健管理体制の整備・強化に努めます。

- ① 管理職と保健主事、養護教諭、学校医、学校薬剤師等の連携強化を図ります。
- ② 校内の清掃活動を徹底し、環境衛生を良好に保ちます。

(7) 出席停止等の扱いについて

- ① 生徒の感染が判明した場合は学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。
- ② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合にも、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をし

た日から起算して2週間を目安としますが、医師の判断を優先します。

- ③生徒に発熱等の風邪の症状がみられるときは、医療機関を受診し、その症状がなくなるまでは自宅で休養してください（レベル3及びレベル2の地域となった場合は、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ④感染症対策として、できる限りの対策を講じて学校を再開しておりますが、保護者から欠席を申し出た場合は上記③と同様の扱いとします。
- ⑤感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合には登校しても構わないとされています。

(8) 医療的ケアが日常的に必要な生徒等や基礎疾患等のある生徒の登校判断について

医療的ケアを必要とする生徒の状態は様々ですが、呼吸の障害等を持つ生徒や基礎疾患等のある生徒の場合は、重症化リスクが高いことを踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をするようお願いいたします。

(9) 昼食時の注意

- ①食事の前の手洗いを徹底するよう指導します。
- ②会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう注意努力するよう指導します。
(例)机を向かい合わせにしない、会話を控える等

(10) 心のケアについて

クラス担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や主幹教諭、教育相談支援員長、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応します。

(11) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に指導いたします。ご家庭でのご指導もお願いいたします。

(12) 年度当初の予定および学校行事の実施に関すること

在校時間の短縮をはじめ、それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行います。

- ①感染症予防の対策として、年度当初の行事予定は延期や中止を原則とします。なお、変更した年間行事予定を配布いたしましたので、ご確認ください。
- ②4・5月の校外活動（実習）に関しては自粛し、延期や中止とすること。
 - ア. 5月12日～6月3日実施予定の看護科・看護専攻科の臨地実習についても校内演習に代替えて実施します。
 - イ. 校外活動（遠足）については延期とし、実施の時期を検討します。
- ③修学旅行については、その教育的意義や生徒の心情等を配慮し、中止ではなく延期扱いとし検討します。現在のところ、令和3年3月へ延期して実施する予定です。

(13) 課外活動に関すること

課外活動とは学校において、正規の教育課程ほかに実施される活動のことで、具体的には部活動や課外授業などとなります。したがって、実施にあたっては生徒や保護者の意向を十分に尊重し、任意参加とします。

①部活動に関すること

ア. 地域の感染状況等を踏まえ、行うことができる活動に替えるなどの工夫を講じます。

i. レベル3…なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空け実施します。

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動等は行わないようにします。

ii. レベル2…リスクの低い活動から徐々に実施するようにします。相当期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を講じて、通常の活動に移行することも考えられています。

iii. レベル1…可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

イ. 試合や校外での合宿等については、地域の感染状況等を踏まえ、学校として実施の必要性を判断し、実施する場合には、感染防止対策をできる限り講じます。

ウ. 生徒の健康・安全を最優先とし、当面の間、対外試合や遠征合宿等を自粛とします。

エ. 「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」が重ならないよう、実施内容や方法を工夫します。

オ. 活動時間については、平日は2時間程度とします。土日は3時間以内とし、どちらか1日は休養日を設けます。

カ. 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようにしてください。

キ. 部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないようにします。

ク. 運動部活動でのマスク着用については、体育の授業における取り扱いに準じます。

②課外授業に関すること

生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、課外授業への参加を見合わせ、自宅で休養するようにしてください。

(14) 校内実習に関すること

①食物文化科の調理実習や看護科・看護専攻科等の校内実習については各家庭に協力を要請し、マスク着用を原則とします。また、実習内容の見直しを図りながら感染症拡大防止に努めます。

②共用の教材、教具、機器や設備などは適切に消毒します。

③共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い等を徹底するよう指導します。

(15) 清掃活動に関すること

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスク着用にて行います。清掃後は石鹸を使用して手洗いするよう指導します。

(16) 休み時間に関すること

生徒の行動等をすべて把握することが困難なことから、生徒への感染症対策の考え方を十分理解させるよう指導します。

(1) レベル3・レベル2の地域

- ①トイレ休憩については、混雑しないように間隔を空けるよう指導します。
- ②廊下で滞留しないようにしたり、私語を慎むよう指導します。

(2) レベル1の地域

- ①徐々に制限を緩和します。
- ②会話をする際は、一定程度距離を保つよう指導します。
- ③お互いの身体が接触するような遊び等を行わないよう指導します。

(17) 今後の方針について

今後も様々な状況の変化が予想されます。その都度、柔軟な対応を図りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。なお、重要なお知らせについてはeメッセージや本校ホームページ、緊急連絡網で発信いたしますので、ご確認願います。

(18) 臨時休業（休校）の実施にかかる考え方について

生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認します。これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断いたします。

【根拠となる法令や通知等】

1. 令和2年3月24日付文科次官通知
2. 令和2年4月3日付福島県教育委員会通知
3. 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）
4. 令和2年4月6日付文科次官通知
5. 令和2年4月15日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知
6. 令和2年4月22日付国立感染症研究所 感染症疫学センター
7. 令和2年4月23日付文科初等中等教育局健康教育・食育課通知
8. 令和2年5月7日付文部科学省初等中等教育局・文化庁通知
9. 令和2年5月22日付文部科学省通知
学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛星管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

※このガイドラインは令和2年5月25日策定のものであり、今後の状況変化により、変更することがあります。